

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	御殿場市 児童扶養手当管理システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御殿場市は、児童扶養手当管理システム及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御殿場市長

公表日

令和3年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給等に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養福祉法に基づき、児童扶養手当の支給に関する事務を行う。</p> <p>①児童扶養手当の認定請求の受理 ②児童扶養手当手当額改定請求の受理 ③児童扶養手当の届出の受理 ④児童扶養手当の認定請求の審査結果に係る請求者等への通知 ⑤児童扶養手当の手当額改定請求の審査結果に係る請求者等への通知 ⑥児童扶養手当の届出の審査結果に係る請求者等への通知 ⑦児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査 ⑧児童扶養手当の額改定請求の審査 ⑨児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査 ⑩児童扶養手当の届出に係る事実についての審査</p>
③システムの名称	児童扶養手当管理システム(Acrocity福祉)・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 受給者情報ファイル 2. 支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 三十七の項 並びに内閣府・総務省令第5号第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報提供の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 十三、十六、二十六、三十、四十七、六十四、六十五、八十七、百十六の項 並びに内閣府・総務省令第10条、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条 (特定個人情報照会の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 五十七の項並びに内閣府・総務省令第7号第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 子育て支援課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-4124
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求先と同上

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	1－5. 評価実施機関における担当部署の②所属長の欄	子育て支援課長 田原 陽之介	子育て支援課長 山本 宗慶	事後	
平成27年4月1日	2－1. 対象人数の欄	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
平成31年3月29日	1－5. 評価実施機関における担当部署の②所属長の欄	子育て支援課長 山本 宗慶	子育て支援課長	事後	
令和2年3月19日	表紙評価実施機関名	御殿場市長 若林 洋平	御殿場市長	事後	
令和3年2月26日	I 1. ③システムの名称	児童扶養手当管理システム(Acrocity福祉)	児童扶養手当管理システム(Acrocity福祉)・中間サーバ	事後	
令和3年2月26日	3. 法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 三十七の項	番号法第9条第1項 別表第一 三十七の項 並びに内閣府・総務省令第5号第29条	事後	
令和3年2月26日	4. ②法律上の根拠	(特定個人情報提供の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 十六、二十六、三十、四十七、六十四、六十五、八十七、百十六の項 (特定個人情報照会の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 五十七の項	(特定個人情報提供の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 十三、十六、二十六、三十、四十七、六十四、六十五、八十七、百十六の項 並びに内閣府・総務省令第10条、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条 (特定個人情報照会の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 五十七の項 並びに内閣府・総務省令第7号第31条	事後	